

養徳学舎改修基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、養徳学舎改修基本計画策定業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

養徳学舎改修基本計画策定業務（以下「本業務」という）

(2) 対象施設

①名称

養徳学舎

②所在地

東京都文京区小日向4丁目3番3号

③施設規模

延床面積：1,432.71㎡

構 造：鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階

(3) 業務の内容

活用案を踏まえ、以下の項目について検討・調査分析・資料作成等を行い、基本計画書（概要版を含む）を具体的に立案・作成する。

①養徳学舎改修基本計画の策定

②パース図の作成

(4) 委託上限額

13,200千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を限度とする。

(5) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出時点において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。

(3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(4) 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法

律第 172 号。以下「旧法」という。) 第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。) をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 役員等(法人にあたっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ)の代表者を、個人にあたってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

(9) 暴力団(法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

(10) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

(12) 上記(10)及び(11)に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(13) 次のいずれかに該当する者

① 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の資格を有している者で、過去 10 年以内(平成 27 年 4 月 1 日以降。以下同じ。)に完了した、公共施設の改修又は建設に係る基本計画策定業務の履行実績(国又は地方公共団体が発注したもの)を有する者

② 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建築士事務所登録のある者で、過去 10 年以内に完了した、公共施設の改修又は建設に係る基本計画策定業務又は基本設計業務の履行実績(国又は地方公共団体が発注したもの)を有する者

なお、共同企業体(JV)による参加の場合は、以下のとおりとする。

ア 共同企業体の全ての構成企業が上記(1)から(12)の要件を満たしていること。

イ 共同企業体のうちいずれかの構成企業により、上記(13)及び下記(14)の要件を満たしていること。

ウ 1 事業者が複数の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員となりながら、単独で参加申込みすることはできない。

エ 代表となる構成員及び構成員を変更することはできない。

- (14) この業務を行う期間中、管理技術者、担当技術者を配置すること。なお、管理技術者に建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士を配置すること。

管理技術者は担当技術者を兼務できない。ただし、担当技術者のうち電気・機械分野に限り兼務できるものとする。

4. スケジュール

日程	内容
令和 7 年 6 月 1 9 日（木）から	公募開始
令和 7 年 6 月 1 9 日（木）から 令和 7 年 6 月 2 4 日（火）午後 3 時まで	質問受付
令和 7 年 6 月 1 9 日（木）から 令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 5 時まで	資料の閲覧
令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 5 時まで	参加申込
令和 7 年 7 月 1 1 日（金）午後 5 時まで	企画提案書の提出
令和 7 年 7 月中旬	プレゼンテーション
令和 7 年 7 月中旬～下旬	結果の通知

5. 手続き等

- (1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地（奈良県庁本庁 5 階）

奈良県総務部知事公室 政策推進課 広域調整係

電話番号：0742-27-8306（直通）

FAX 番号：0742-22-8012

E-mail：seisakuc@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 実施要領及び仕様書の配布

①交付期間

令和 7 年 6 月 1 9 日（木）から令和 7 年 7 月 1 1 日（金）午後 3 時まで

②交付場所

5（1）の担当課及び奈良県政策推進課ホームページにて配布する。

ただし、担当課における配布は正午から午後 1 時までを除く午前 9 時から午後 5 時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月奈良県条例第 32 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。

- (3) 説明会の開催

本プロポーザルの実施に係る説明会は行わない。

- (4) 質問及び回答

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

①受付期間

令和7年6月24日（火）午後3時00分まで

②質問方法

質問書（様式10）により担当課あてにメールにて提出すること。送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

③回答方法

質問に対する回答は、質問の要旨と併せて奈良県政策推進課のホームページに掲載する。（令和7年6月27日（金）掲載予定）

なお、質問者名の公表及び質問者への個別回答は行わない。

※当該質問及びその回答は、その後における提案内容の審査事項に反映されるものとなることから、来訪又は電話による質問に対する回答は行わない。

（5）参加申込

公募型プロポーザル参加希望者は、以下の書類を期限までに5（1）の担当課に提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 同種・類似業務受注実績（様式3）

過去10年間までに受託し、履行した同種・類似業務の実績をそれぞれ記載すること。（平成27年4月1日以降に受託し、履行した契約書の写し等を添付すること。）

※同種業務：寄宿舍・寮の改修または建設に係る基本計画策定業務又は基本設計業務をいう。

※類似業務：公共施設の改修または建設に係る基本計画策定業務又は基本設計業務をいう。

エ 配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式4）

② 提出期限

令和7年6月30日（月）午後5時00分まで

ただし、受付は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、県の休日を除く。

③提出方法

持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また、封筒に「参加表明書在中」と朱書きすること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

※参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、速やかに5（1）の担当課に連絡するとともに、令和7年7月11日（金）午後5時までに、参加辞退届（様式9）を持参、郵送又はFAXにて提出すること。

※共同企業体（JV）による参加の場合

- ・グループには適切な名称を付け、その名称で応募すること。ただし、参加表明書（様式1）の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ・共同企業体委任状（様式7）、共同企業体協定書（様式8）を提出すること。

(6) 企画提案書の提出

以下の提出物を 5 (1) の担当課に提出すること。

① 提出書類

次の各号に掲げる事項を記載した書類を 6 部（正本 1 部、副本 5 部）提出すること。（提出用紙サイズは、A 4 版縦長とする。）

※正本 1 部には事業者（会社）名を記載し、副本 5 部には事業者（会社）名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

ア 企画提案書（表紙）（様式 5）

イ 企画提案書（本体）（様式任意）

次に示す項目について、仕様書に定める委託内容のうち、「5 業務内容」を踏まえて、具体的に記載すること。

- (a) 計画策定の基本的な考え方
- (b) 提案者独自の施設改修の検討手法
- (c) 改修後の施設の運営・維持管理に関する考え方
- (d) 改修を効果的・効率的に進めるための意見
- (e) 調査・分析結果に対する課題の抽出及び課題の解決の考え方
- (f) 他本業務に有益な提案

ウ 委託業務実施体制（様式 6）

過去に従事した同種・類似業務の実績をそれぞれ記載すること。

エ 実施スケジュール（様式任意）

オ 見積書（様式任意）

・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）

② 企画提案に係る留意事項

ア 提出できる企画提案書は、1 提案者につき 1 案とする。

イ 提出された企画提案書は返却しない。また、企画提案書の取り扱いは以下のとおりとする。

・企画提案書は委託業者を特定するために必要な範囲で複製する。また、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号）に基づき、開示する場合がある。

③ 提出期限

令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時 00 分まで

ただし、受付は正午から午後 1 時までを除く午前 9 時から午後 5 時までとし、県の休日を除く。

④ 提出方法

持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また、封筒に「企画提案書在中」と朱書きすること。企画提案書について、提出後の追加及び修正は認めない。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

6. 資料の閲覧

応募を希望する事業者で建物の図面の閲覧希望がある場合には、以下の期間、場所にて閲覧するこ

とができる。

(1) 閲覧期間

令和7年6月19日(木)から令和7年6月30日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。)

(2) 閲覧場所

5 (1) 担当課に同じ

7. 選定方法等

(1) 評価基準

別記「審査基準」に基づき評価する。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

県が設置する「養徳学舎改修基本計画策定業務事業者選定審査会」(以下「審査会」という。)において、業務遂行能力、企画提案書の事業実施内容及び事業費内容について、令和7年7月中旬にプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。日時、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

提出された企画提案書等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答(審査会)を行い評価基準に基づき評価する。

(4) 候補者の特定方法

- ①審査会において、業務遂行能力、企画提案書の事業実施内容及び事業費内容について総合的に評価し、最も高い評価を受けた者を委託候補者として特定する。ただし、各委員の合計得点の平均が6割以上でなければならないこととする。
- ②最高点の者が複数いる場合、見積額の安価な提案者を委託候補者として特定する。
- ③提案者が1者のみの場合は、全委員の得点が6割以上で、かつ審査会により承認されたものについて、当該提案者を委託候補者として特定し、6割未満の場合は再度公募を実施する。

(5) 結果の通知

企画提案書を提出した者には、書面(郵送)で特定又は非特定の通知を行う。(令和7年7月中旬～下旬を予定)

(6) 選定結果の公表

選定結果について、企画提案者ごとの得点をインターネットの奈良県政策推進課ホームページに公表するものとする。ただし、企画提案者名については、最優秀提案者以外公表しない。

8. 契約

- (1) 本業務の委託については、7 (5) の特定の通知を受けた者と、業務委託契約の仕様等について協議・調整を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、県との協議により修正・変更を行う場合がある。

- (2) 企画提案にあたって、次のいずれかに該当する場合は契約の相手方とせず、また契約後であっても契約を解除する。

- ①企画提案書等に虚偽の記載、申告があった場合

- ②企画提案書に実現可能性がない内容が含まれていた場合
 - ③業務遂行の意思が認められない場合
 - ④業務遂行の能力がないと認められる場合
- (3) 協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が上記理由等により取消となった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。

9. その他

(1) 実施要領の承諾

企画提案に応募する者は、参加申込書の提出をもって、本要領のすべての記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3. 参加資格」の提案者の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- ②複数の提案書を提出したとき。
- ③提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合していないとき。
- ④提出書類に虚偽があったとき。
- ⑤提案書提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥そのほか不正な行為があったとき。

(3) 参加資格の喪失

参加申込書の提出後、契約締結までの期間に入札参加停止等となった場合には、以後の本件手続きに関する参加資格を喪失する。

(4) 書類作成の経費

企画提案書を含め提出書類の作成等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 契約条件等

契約者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を契約締結時に納付すること。ただし、契約者が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、契約保証金を免除する。

(6) 委託費の支払

本業務の委託費は、事業完了後に県が検査を行い、適正と認められた場合に支払うこととし、前金払及び部分払は行わない。